

# 国保だより

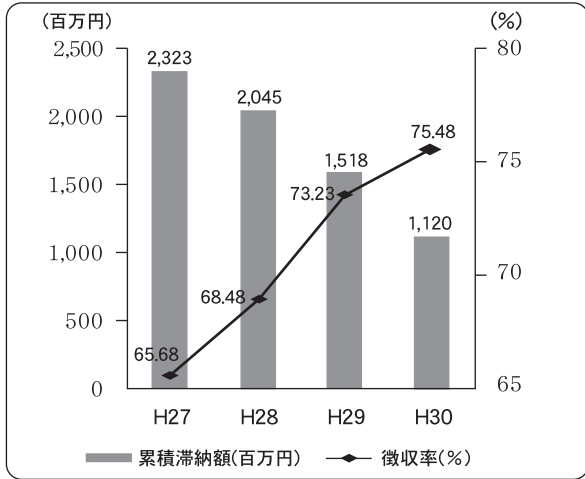
NO.101

発行：野田市 国保年金課

☎7125-1111 内線3115～3118

令和2年1月15日

◆国保料の累積滞納額と徴収率の推移



## 国民健康保険料(税)の徴収率向上の取組 ～国保事業の安定化に向けて～

国民健康保険は、加入者全員が所得等の負担能力に応じて国民健康保険料(税金含む、以下「国保料」という。)を負担することで、誰もが安心して医療を受けることができる制度です。国保料は皆さんの医療費を賄うための貴重な財源です。

このため、市では様々な徴収対策を実施し、徴収率の向上に取り組んでいます。

### 国保を支える国保料

国保料は、国保財政における収入の約4分の1を占める重要な財源です。

国保財政は、加入者の高齢化や医療の高度化による支出の増加と、被保険者数の減少等による国保料の減少等、不安定な要素を抱えています。

多くの方に納期限内に納付していただき、これにより現在の国保料で運営することができていますが、一方で様々な事情から滞納となってしまうケースもあり、納付相談等を行っているところであります。

滞納額が増加すると、国保事業に支障をきたすこととなり、ひいては国保料率等の引き上げにつながることも考えられます。また、きちんと納付している方との負担の公平性を崩すことにもなるため、差押え等の滞納処分を行っています。

### 徴収の状況

平成30年度の国保料の徴収率は75.48%で、前年と比べ2.25ポイント向上しました。

これにより、平成30年度末の滞納繰越額は約11億2千万円となり、前年度に比べ約4億円減少しました。

国保財政は徐々に改善されつつあり、これが令和元年度の保険料引き下げにつながりました。今後も引き続き、納期限内納付へのご協力をお願いします。

### 短期被保険者証・資格証明書の交付

市では、国保料に未納がある方に対して、有効期間の短い短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付しております。

※資格証明書は被保険者証と異なり、医療機関で受診した際にいったん医療費の全額(10割)を自己負担しなければなりません。

### 公正・公平性を確保するための措置

国保料を納期限内に納付いただけず、さらに督促状を送付しても納付いただけない方に対し、勤務先や金融機関等に対し財産調査を行い、給与・預貯金・生命保険等の債権の差押えを執行しています。

また、差押物件をインターネット公売を利用して売却し、滞納となっている国保料に充当しています。

### 国保事業の安定化のために

国保財政は医療費の増加や被保険者数の減少等により、収支バランスの不安定な事業運営を続けています。国保事業の安定のために、一人一人ができる医療費の節約や国保料の納期限内納付へのご協力を重ねてお願いします。



**令和元年度（後期分）  
健康ポイント事業の  
申請は2月28日まで**

平成31年2月1日から令和2年1月31日までに実施した市の定める健康行動について、千ポイント以上獲得した方は、次の方法により、記念品と交換することができます。

【条件】次のすべてに該当する必要があります。

- ①平成31年4月1日に18歳以上75歳未満
- ②平成31年2月から令和2年1月の間に、野田市の国民健康保険に加入している期間がある方
- ③市の定めた健康行動を実施
- ④千ポイント以上を獲得

**【主なポイント獲得事業】**

若者健康診査の受診…8百ポイント  
 特定健康診査の受診…8百ポイント  
 人間ドックの受検…8百ポイント  
 特定保健指導の利用…5百ポイント  
 胃がん検診や肺がん検診、大腸がん検診などの受診…各3百ポイント  
 インフルエンザの予防接種、肺炎球菌予防接種等…各2百ポイント  
 健康づくりフェスティバル、産業祭  
 国保コーナリーの参加等…百ポイント  
 自主取組（毎日30分歩くなど、自身で決めた健康づくりの取組）…1日10ポイント（上限千ポイント）

**【申請台帳の入手方法】**

国保年金課、野田・関宿の各保健セ

ンター、関宿支所、北・中央・南の各出張所の窓口で入手  
 ※市のホームページから入手可

【申請期間】後期…令和2年2月28日（金）まで

※前期に申請された方は、後期の申請はできません。

【申請方法】健康ポイント申請書を記載し、申請期間最終日（消印有効）までに郵送か国保年金課に直接持参（土・日・祝日除く）

【景品の交換】令和2年4月13日から4月30日まで（土・日・祝日除く）

【景品】千ポイント単位で、1口目は野田市共通商品券、2口目以降は野田市共通商品券、まめバス回数券、クオカードより選択。最高3口まで

**人間ドック検査費用の  
2分の1を助成中です  
（上限2万5千円）**

**【要件】** 次のすべてに該当する方

- ①申請日に国民健康保険に加入し、請求時に継続して被保険者である方
  - ②年度当初に18歳以上の方
  - ③国民健康保険料（税）に未納がない世帯に属する方
  - ④検査結果数値を特定健康診査等に利用することに同意できる方
- ※市が実施した健康診査を同年度中に受診した場合、助成を受けることはできません。

**医療費通知の活用を!!**

医療費通知は、年に4回送付しています。

1回目は6月に、平成31年1月から3月の診療分の通知を送付しました。今後、4月から10月分を令和2年1月頃、11月分を令和2年2月頃、12月分を令和2年3月頃に送付する予定です。

医療費通知は、確定申告に使用できますが、医療費通知がない分については、領収書に基づいて作成した明細書を添付してください。

また、皆さまがごこの医療機関に受診したかが分かるようになっていきますので、受診していない医療機関名の記載がありましたら、国保年金課までご連絡ください（県外の医療機関名は記載されません）。

**収入が無い方や少ない方も  
所得の申告を**

世帯の所得状況によっては、国保料の軽減が適用になる場合や、医療費の月額の上限額（高額療養費自己負担限度額）が下がる場合があります。国保加入者で収入の無い方や少ない方、又は確定申告や年末調整で

扶養となつていらっしゃる方も必ず所得の申告をするようお願いいたします。

**はり・きゅう・あん摩等施設  
利用券の利用方法について**

市では、45歳以上の国民健康保険に加入している方に、はり・きゅう・あん摩等施設利用券を配布しています（申請が必要です）。

この利用券は、保険適用外のはり・きゅう・あん摩等に利用出来る物で、保険適用の施術や保険併用の施術には使えません。利用できない施術に利用して、助成金の返還を依頼している案件がありますので、利用者の皆さまも、ご注意ください。

**国保だよりは**

市ホームページで閲覧、印刷ができます。

野田市ホームページ

[くらしの便利帳をクリック](#)

[国民健康保険をクリック](#)

[国保だよりへとお進みください。](#)



**「納付済額のお知らせ」を発送します  
確定申告時の納付額の確認が容易に**

**国保料の  
社会保険料控除**

国保料は、確定申告時の社会保険料控除として、前年の1月1日から12月31日までに納付した額を、所得金額から差し引くことができます。

なお、申告書には領収証書等の証明書類を添付する必要があります。

**「納付済額のお知らせ」を  
ご利用ください**

市では、納付済額の確認が容易にできるよう、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の「納付済額のお知らせ」を送付しています。

送付の対象者は、口座振替や金融機関、コンビニエンスストア等で納付いただいた普通徴収の方（普通徴収と年金天引きによる特別徴収の両方で納付した方を含む）で、1月下旬に発送する予定です。

特別徴収（年金天引き）のみの方は、年金支払者から交付される「公

的年金等の源泉徴収票」で納付済額をご確認ください。



**◆控除を受けられる方**

国保料を納付された方が控除を受けられますが、次のとおり納付方法により控除を受けられる対象者が異なります。

**○特別徴収（年金天引き）の場合**

国保料が特別徴収されている年金を受給している世帯主

**○普通徴収（納付書又は口座振替で納付）の場合**

実際に国保料を負担した方



**国保料第8期の**

納期限は1月31日です

くお忘れになっている

未納分はありませんか？

国民健康保険は、加入者が所得等の負担能力に応じて国保料を負担することで、誰もが安心して医療を受けることができる制度です。国保料は皆さんの医療費を賄う貴重な財源となりますので、必ず納期限内に納付してください。

今年度の納期限は、第8期が1月31日、第9期が3月2日、第10期が3月31日です。これまでの期別分も納め忘れがないか、確認しましょう。

**国保料の納付は**

便利な口座振替で!!



口座振替（自動振込）は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配がなく便利です。

**未納となっている国保料の**

**納付相談窓口等のご案内**

特別な事情があり納期どおりに納めることができない場合は、分割納付ができる場合がありますので、滞納のままにせず早めにご相談ください。



市内金融機関や市役所国保年金課又は収税課窓口にある「野田市市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。

**【申込みの際の注意事項】**

- ・納付義務者である世帯主の印、振替口座の預貯金通帳と届出印を持参してください。
- ・口座振替は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。

**全国のコンビニ等でも**

**国保料を納付できます**

納付書が1枚ずつ分かれていますので、納付の際は、納期限や金額、期別をよく確認のうえ納付してください。ただし、納期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局、LINE Pay（請求書支払い）等では納付できません。

なお、領収証書は大切に保管してください。

**【納付相談等窓口・日時】**

- 開設場所…市役所2階収税課
- 開設時間…月・水・金曜日（祝日除く）：8時30分～17時15分
- 火・木曜日（祝日除く）：8時30分～20時
- 日曜日（第2・第4日曜日）：8時30分～17時15分
- ※土曜日、年末年始は開設していません。



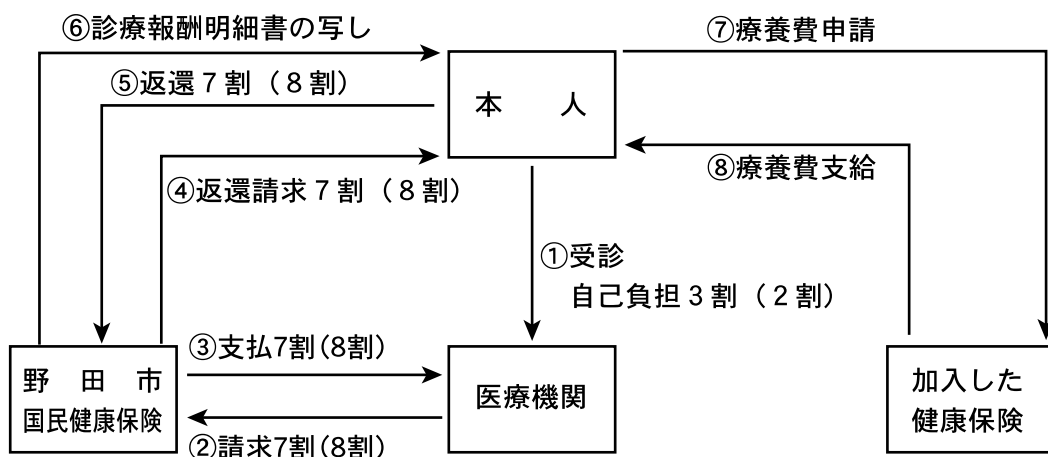
国保脱退後の受診ごよめ  
医療費の返還について？の巻

Q 国保の喪失の届出が遅れ、手元にあった国民健康保険証を使ってうっかり病院にかかったら、数か月後、国民健康保険医療費の返還通知書が届きました。一体、どういうことでしょうか。

A 国民健康保険に加入している人が医療機関等を受診する際は、保険証を提示することにより窓口での負担は3割（70歳以上74歳までの方で収入が一定額以下の方は2割）となり、残りの7割（8割）は、国保から医療費の給付分として医療機関等へ支払われます。このため、他の健康保険の資格があるにもかかわらず、国民健康保険証を使用して診療を受けた場合などは、医療機関等へ国保が支払った医療費の給付分7割（8割）を国保へ返還していただくことになります。

このような誤った保険証の提示を防ぐため、市外への転出や他の健康保険等に加えられた方は、速やかに市役所国保年金課窓口又は支所・出張所窓口で国保喪失の手続きをしてください。

医療費返還の流れ



- ①～③ 通常の受診ではここまでです。返還金7割（8割）の請求
- ④ 国保脱退後の受診のため、国保から世帯主に医療費の返還請求をします。
- ⑤ 返還金7割（8割）の支払  
医療費返還請求分を、世帯主が国保に支払います。（支払時に渡される領収書は、図中⑦の申請時に必要となりますので紛失されないようご注意ください）
- ⑥ 診療報酬明細書の写し  
返還金の支払確認ができましたら、世帯主宛に該当分の診療報酬明細書（レセプト）を封印して送付します。  
※支払後約2～3週間で届きます。
- ⑦ 療養費申請  
国保に返還した7割（8割）分を、医療機関を受診したときに加入していた健康保険に請求します。その際は、返還金支払時の領収書と国保から送付された診療報酬明細書が必要になります。
- ⑧ 療養費支給  
加入した健康保険から医療費が支給されます。

還付金詐欺にご注意

市役所や年金事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費等の還付金手続きのためにATMへ誘導して送金させる「還付金詐欺」が多発しています。

「今日が手続きの期限です」などという言葉で、あわてさせ、考える時間を与えません。

また、ATMは銀行内ではなく、コンビニなど他の施設に設置してある場所を指定してきます。

市役所では、還付金等の受け取りのために、ATMで手続きをさせていただくことは一切ありません。

医療費の還付は市役所で本人の申請が必要であり、ATMで操作することはありません。

ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手にはせず、すぐに最寄りの警察署又は電話de詐欺相談専用ダイヤルに連絡してください。

還付金詐欺と思われる電話を受けたときには次のことに注意してください。

- 取引金融機関名や口座番号・暗証番号などの個人情報をお教えしない。
- 相手の名前、所属、電話番号を聞く。
- 教えられた電話番号に電話しない。

○ 野田警察署 TEL 7125・0110

○ 電話de詐欺相談専用ダイヤル

TEL 0120・494・506